

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U E X
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 岸 本 則 之
(J A S D A Q コード・9 8 8 8)

問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長 ^{し ょ う が せ た か し} 勝 賀 瀬 崇
T E L (0 3) 5 4 6 0 - 6 5 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確化するため、取締役任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。また、業務執行体制を強化するため、取締役会長、取締役社長以外の役付取締役を廃止するとともに業務執行にあたる役付役員を執行役員の中から選任し、これにともない取締役及び執行役員の員数を変更するものであります。
- (2) 今後の事業展開に備えるため、事業の目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。
- (3) 公告閲覧の利便性及び周知性の向上を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 25 年 6 月 21 日(金)
定款変更の効力発生予定日	平成 25 年 6 月 21 日(金)

3. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条 （条文省略）	第1条～第2条 （現行どおり）
（目的） 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）（条文省略） （2） 精密機器、度量衡機、測定器、医療用機械器具、時計、事務用機器、光学機械器具、電気通信機器、放送機器及びそれらの部品の輸出入、販売 （3）～（4）（条文省略） （新設） <u>（5）～（13）（条文省略）</u> （新設） <u>（14）～（21）（条文省略）</u>	（目的） 第3条 （現行どおり） （1）（現行どおり） （2） 精密機器、度量衡機、測定器、医療用機械器具、時計、事務用機器、光学機械器具、電気通信機器、放送機器及びそれらの部品の輸出入、販売、 <u>掘付工事請負、技術指導請負</u> （3）～（4）（現行どおり） <u>（5） 工業用に使用する化学製品、医療機関で使用する麻薬向精神薬原料の輸出入、販売</u> <u>（6）～（14）（現行どおり）</u> <u>（15）陸運、海運、航空運送等運送業務の請負</u> <u>（16）～（23）（現行どおり）</u>
（公告の方法） 第4条 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。	（公告の方法） 第4条 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>但し、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。
第5条～第18条 （条文省略）	第5条～第18条 （現行どおり）
（員数及び選任方法） 第19条 当会社の取締役は12名以内とし、株主総会の決議により選任する。 2. （条文省略）	（員数及び選任方法） 第19条 当会社の取締役は9名以内とし、株主総会の決議により選任する。 2. （現行どおり）
第20条 （条文省略）	第20条 （現行どおり）
（任期） 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u>	（任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）
（役付取締役） 第22条 取締役会の決議をもって <u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u> を選定することができる。 2. <u>前項のほか、取締役会の決議により取締役相談役若干名を選任することができる。</u>	（役付取締役） 第22条 取締役会の決議をもって <u>取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができる。</u> （削除）
（代表取締役） 第23条 （条文省略） 2. 取締役会は、決議をもって <u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から会社を代表すべき取締役を選定することができる。</u>	（代表取締役） 第23条 （現行どおり） 2. 取締役会の決議をもって <u>他の取締役の中から会社を代表すべき取締役を選定することができる。</u>
第24条～第44条 （条文省略）	第24条～第44条 （現行どおり）
（執行役員） 第45条 取締役会の決議をもって10名以内の執行役員を選任することができる。 （新設） 2. 執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。	（執行役員） 第45条 取締役会の決議をもって12名以内の執行役員を選任することができる。 2. <u>取締役会の決議をもって副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。</u> 3. （現行どおり）
第46条～第51条 （条文省略）	第46条～第51条 （現行どおり）

以上